

茨城県海外対象医師修学研修資金 貸与制度ガイドブック

《令和 7 年度以降入学者向け》



令和 8 年 (2026 年) 8 月

茨城県保健医療部医療局
医療人材課医師確保グループ

修学研修資金の貸与を受ける皆さんへ

(必ず読んでください)

- このガイドブックは、令和7年度以降入学者向けのガイドブックです。
- ①修学研修資金の制度概要、②大学在学中(修学資金を借り受けている期間)の手続き、③国内医師免許取得後、貸付金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせしますので、必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご注意ください。
- 修学研修資金の貸与を受けた皆さんは、在学中及び卒業後の定められた期間内において、各種届出を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守ってください。
- 修学研修資金の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくはこのガイドブックの中に記載してありますので、確認してください。

- ・ 修学研修資金貸与制度の目的

この制度は、将来県内医療機関等に勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う医師の養成及び確保を図ろうとするものです。

- ・ 修学研修資金の返還免除について

修学研修資金は、国内医師免許を取得後直ちに、知事が指定する県内の医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。免除の要件は、18ページを参照してください。要件に合致しない場合は、貸与した修学研修資金の額に所定の利子を加えた額を一括で返還していただくことになります。

- ・ 手続きについて不明な点がある場合には下記あてお問い合わせください。

茨城県保健医療部医療局医療人材課医師確保グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電 話 029-301-3191(直通)

E-mail i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

目 次

1	用語説明	1
2	修学資金・研修資金の概要	3
3	貸与申請について 貸与申請に必要な書類	5
4	在学中の異動と届出について 定期的な届出、異動があった際の届出	7
5	研修資金貸与に係る実習先について 実習先、実習の内容	9
6	キャリア形成について	10
7	マッチングについて	12
8	修学研修資金の返還猶予等について 猶予、認定専門研修	14
9	修学研修資金の返還免除要件等について 当然免除、裁量免除、臨床研修の義務履行期間、 卒後に従事する医療機関	18
10	修学研修資金の返還について 返還事由及び具体例、返還方法	22

1 用語説明

<用語の説明>

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

○ 医療機関

病院、診療所及び保健所をいいます。

○ 医師不足地域

医師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいいます。
医師不足地域は、入学時点ではなく、臨床研修開始時点のものが適用されます。

○ 茨城県地域医療支援センター

県では、県内への医師の定着促進と地域偏在の解消を図るため、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例及び茨城県医師修学資金貸与条例並びに茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生及び卒業した医師等に対するキャリア形成支援等を行うため、平成 24 年 4 月に本センターを設置しました。高校生・医学生・医師の各段階に応じた医師確保対策を実施しています。

○ キャリアコーディネーター

茨城県地域医療支援センターの医師スタッフ。医学生・若手医師のキャリア形成支援、相談・助言を行います。

○ 修学生

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている医学生等をいいます。

○ 研修生

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める研修資金の貸与を受けている日本の医師国家試験受験予定者をいいます。

○ 修学生医師

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に定める修学資金等の貸与を受け、従事義務を履行中の医師をいいます。

○ 指定実習医療機関

医師の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得するための実習を受けるための、知事が指定する医療機関をいいます（条例第 4 条第 2 項第 2 号）。

○ 指定従事医療機関

あらかじめ知事が指定する医療機関であって、臨床研修の修了及び修学研修資金等の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了に当たり、知事が地

域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学研修生ごとに指定する医療機関をいいます（条例第 12 条第 3 項第 7 号）。

○ 認定専門研修

臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち、県外の医療機関を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要な研修として知事が認定したものをいいます（条例第 13 条第 2 号）。

2 修学資金・研修資金の概要

この修学研修資金は、将来、県内の医療機関において、医師の業務に従事しようという意思のもと、海外の医科大学に在学する方に対して貸与するものです。日本の医師免許を取得後直ちに、知事の指定する医療機関で貸与を受けた期間（研修資金の貸与を受けた場合は、1年加算）の1.5倍に相当する期間（最低3年。臨床研修期間を含む。）を医師として勤務した場合に、返還を免除します（臨床研修修了後に勤務期間の1/2以上（最低1年）の期間は医師不足地域※内に勤務する必要があります。）。

※ 入学時点での医師不足地域ではなく、臨床研修開始時点での医師不足地域が適用されます。

項 目	海外対象医師修学研修資金貸与制度
貸与額	修学資金：月 20 万円 （年 240 万円／6 年計 1,440 万円） 研修資金：年 150 万円（一括支払い）
貸与期間	・ 修学資金 正規の修学期間（最大 6 年間）※予備コースは含まない ・ 研修資金 県内医療機関で実習を開始したとき
臨床研修先	県内医療機関に限る
勤務先の決定	茨城県（修学生の希望等を聞き従事する医療機関を個別に指定）
返還免除	貸与を受けた期間（研修資金の貸与を受けた場合は1年加算）の1.5倍に相当する期間（臨床研修期間を含む。）を知事が指定する医療機関で勤務。 ただし、当該期間が3年未満の場合は3年、9年を超える場合は9年とする。 また、臨床研修修了後に当該期間の1/2以上（最低1年、最大4.5年）を医師不足地域で勤務。 〈例〉（修学資金6年＋研修資金1年）×1.5＝10.5＞ <u>9年</u> うち臨床研修修了後に4.5年以上医師不足地域で勤務
利 息	年 10%
返還額の見込み	・ 修学資金 月額 20 万円 1,440 万円＋利息約 430 万円＝約 1,900 万円 ・ 研修資金 年額 150 万円 150 万円＋利息約 8 万円＝約 158 万円

義 務	1 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例及び茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。 2 学業に専念するとともに、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として県が策定する「キャリア形成卒前支援プラン」に参加すること。 3 日本の医師免許取得後は、医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関の中から知事が指定する医療機関において、茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例に規定する指定期間、医師として従事し、県が策定する「キャリア形成プログラム」に参加すること。 4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。
------------	---

3 貸与申請について

○ 貸与決定及び契約締結までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、県で審査を行い、修学研修資金貸与決定通知書(様式第3号)又は修学資金貸与不承認決定通知書(様式第4号)にて通知します。

修学研修資金の貸与決定後、修学研修資金の貸与契約を行います。修学資金の貸与契約は年度ごととなっておりますので、在学中毎年度、契約更新の手続きが必要になります。

○ 提出が必要な書類

① 修学資金 (下線は、初回の貸与時のほか、毎年度4月に提出が必要な書類)

- (1) 修学研修資金貸与申請書
- (2) 応募理由書
- (3) 外国医学課程に在籍していること及びその期間を証する書類
(貸与を受ける年度に発行したもの)
- (4) 外国医学課程の履修した科目の単位修得を証する書類
(貸与を受ける年度に発行したもの)
- (5) 高等学校等の卒業証明書(新1年生のみ提出)
- (6) 面接票
- (7) 誓約書
- (8) 茨城県海外対象医師修学研修資金推薦書※
※国内に所在する医科大学事務局が作成したもの、または最終学歴で卒業した大学、高校等が所定の様式にて作成したもの
- (9) 修学資金貸与契約書4部
- (10) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (11) 口座振替依頼書
- (12) 連絡先確認書

② 研修資金

- (1) 修学研修資金貸与申請書
- (2) 応募理由書
- (3) 外国医学課程の履修した科目の単位修得を証する書類
- (4) 外国の医学校を卒業したことを証する書類
- (5) 外国医師免許を受けたことを証する書類
- (6) 面接票
- (7) 誓約書
- (8) 修学資金貸与契約書4部
- (9) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (10) 口座振替依頼書
- (11) 連絡先確認書

○ 修学研修資金の貸与時期

修学資金は、年 2 回に分けて貸与する予定です。

継続貸与者は 4 月～8 月分を 5 月末に、9 月～3 月分を 10 月末に一括して支払い予定です。新規貸与者は、9 月～3 月分を 10 月末に一括して支払いを予定しています。なお、貸与開始時期は、在学している海外の医科大学によって異なります。

研修資金は、県内医療機関で実習を開始したときに貸与する予定です。年額一括で貸与します。

—貸与申請 Q & A—

Q1 連帯保証人の要件を教えてください。

A1 保証人は、日本国内に居住している方に限ります。また、保証人となる 2 名は、原則、生計が別でなければなりません。

Q2 申請書類に誤った記載をしてしまいました。修正の方法を教えてください。

A2 いずれの書類も、記入を誤った場合には、修正液等を使用せずに、見え消しにより訂正のうえ訂正印を押印してください。

Q3 修学資金等の振り込みはいつごろ行われますか。

A3 毎年 5 月及び 10 月の月末を予定しています。(月末が銀行の休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。)

Q4 振込口座の名義は、修学生本人以外でもいいのでしょうか。

A4 修学生本人の口座に限ります。

Q5 推薦書は、どのように作成すれば良いのでしょうか。また、提出は必須ですか。

A5 日本国内に事務局がある外国の医科大学へ進学された場合には、所定の様式で、事務局に作成をお願いしてください。

それ以外の方は、最終学歴の大学、高校等の担当教官等に作成をお願いしてください。

推薦書の提出は必須ではありませんが、貸与に係る面接審査の際、人物考査の材料にさせていただきます。

4 在学中の異動と届出について

○ 大学在学中の届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・連帯保証人変更届(様式第 6 号)
- ・氏名又は住所を変更したとき(様式第 27 号)
- ・退学し、又は退学の処分を受けたとき(様式第 22 号)
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき(様式第 23 号)
- ・休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき(様式第 24 号)
- ・復学したとき(様式第 25 号)

○ 修学資金の貸与の停止

(1) 休学又は停学(条例 11 条第 1 項)

① 休学又は停学の処分を受けたときは、修学資金の貸与を停止します。

② 停止する期間は、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間です。

(2) 留年(条例第 11 条第 2 項)

留年したときは、留年した期間、修学資金の貸与を停止します。

○ 修学資金の貸与の保留(条例第 11 条第 3 項)

県が学業成績表及び健康診断書の提出を求めた場合に、正当な理由なく提出しなかった場合には、修学資金の貸与を一時留めておくことがあります。

— 申請・届出 Q&A —

Q1 結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A1 住所及び姓が変わったときは「氏名(住所)変更届(様式第 27 号)」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付をしていません。

なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。

Q2 提出書類に不備があった場合はどうなりますか。

A2 提出書類等に不備がある場合は担当から手紙や電話、メール等で確認をさせていただきますので、その指示に従ってください。

なお、手紙や電話、メール等は修学生本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合などは連帯保証人に連絡をすることがあります。

Q3 休学しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A3 休学届を提出してください。（様式第 24 号）

休学期間中は修学資金の貸与を停止します。停学・留年の場合も同様です。

<留年した場合のイメージ>

貸与期間(6年間)						
1年生	2年生	3年生	3年生 (留年)	4年生	5年生	6年生
貸与	貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与

Q4 成績証明書や在学証明書はいつ提出すればいいですか。

A4 継続貸与者の方は、4月の貸与申請の際、提出いただきますが、進級が決まる時期（7月～8月）に状況確認を実施します。

5 研修資金貸与に係る実習先について

○ 実習先

外国の医学校を卒業し、外国医師免許を得た後、研修資金の貸与を受ける方は、県内医療機関において、必要な知識及び技能を習得するための実習を受けることが要件になっています。指定実習医療機関は、県から医療機関へ受入可否の調査を実施し、その結果を踏まえて当該年度の指定実習医療機関を決定します。

○ 実習の内容

各医療機関によって異なりますが、指導医による指導や診療カンファレンス実習、eラーニングなど日本の医師国家試験受験対策を考慮した実習となっています。

— 研修資金に係る実習先 Q&A —

Q1 実習先は具体的にどのような医療機関がありますか。

A1 毎年度、県内の臨床研修病院を中心に受入可否の調査を実施し、当該年度の指定実習医療機関を決定しています。結果は募集要項と一緒にホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

Q2 医療機関ごとに受けられる受験対策が知りたいです。

A2 医療機関への受入可否の調査の際、医師国家試験受験対策の内容も回答いただいています。結果一覧を募集要項と一緒にホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

6 キャリア形成・マッチングについて

○ キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用について

地域医療センターでは、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、「キャリア形成卒前支援プラン」を策定しています。修学生は、大学在学中はこのキャリア形成卒前支援プランの適用を受け、セミナーや個別面談などの支援事業に参加していただきます。

また、日本の医師免許取得後、地域医療支援センターの策定したキャリア形成プログラムの中から、臨床研修修了時を目安に具体的なコースを選択することとなります。当該プログラムにおける各コースのうち、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談の上、本人の希望を最大限尊重しつつ決定し、毎年度地域医療対策協議会に報告します。

○ 在学中のイメージ

区分	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
修学生	個別面談・相談等				マッチングの説明	マッチング

○ 卒後の勤務イメージ （地域内：医師不足地域、地域外：医師不足地域外）

区分	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
修学生 医師	臨床研修		専門研修			サブスペシャリティ研修			
	地域内		地域外		地域内	地域外		地域内	

※ キャリア形成プログラムは、地域医療支援センターホームページ等で公開しています。なお、プログラムの新設又は変更の際には、修学生の意見を聴取します。

—キャリア形成・マッチング Q&A—

Q1 キャリア形成卒前支援プランとは何ですか。

A1 地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として策定する計画です。例年夏と春に1回ずつ実施する病院見学を中心としたセミナーや、年末に全修学生・修学生医師等が集まり交流する「修学生の集い」などを実施しています。

入学の際に誓約書を提出いただいている参加必須のセミナーとなっておりますが、セミナー開催時に海外にいる等の理由により、やむを得ず欠席をする場合は、レポートを提出いただきます。セミナー等への参加状況やレポートの提出状況については、臨床研修のマッチング時に医療機関へ情報提供されることとなっています。

Q2 キャリア形成プログラムとは何ですか。

A2 修学生医師の診療科や就業先となる医療機関等の希望を最大限尊重しつつ作成する、今後勤務する医療機関の派遣計画です。

なお、実際に当該対象医師が派遣される医療機関は、各プログラム責任者と相談の上、決定します。

Q3 地域医療対策協議会とは何ですか。

A3 都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場です。都道府県は地域医療対策協議会での決定に基づき、地域医療支援事務を行います。

7 マッチングについて

○ 臨床研修マッチングにおける修学生事前マッチングについて

修学生が確実に県内臨床研修病院にマッチングできるようにするため、医師臨床研修マッチング協議会により行われるマッチングの前段として、修学生だけを対象とした事前マッチングを実施しています。

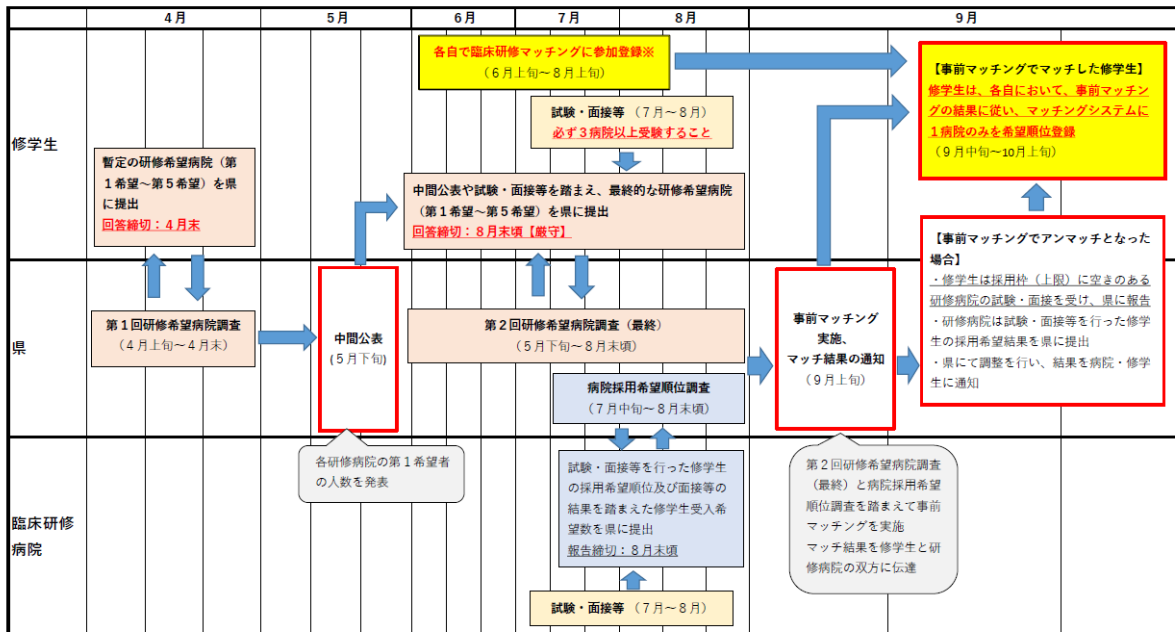
また、医師臨床研修マッチング協議会により行われるマッチングに参加するためには、マッチング協議会に各自参加登録をする必要があります。詳しくは、医師臨床研修マッチング協議会のホームページを確認してください。

○ 臨床研修病院の修学生採用枠(上限)について

県内臨床研修病院は、それぞれ修学生採用枠(上限)を設けています。これは各病院の希望によるものであり、枠数は毎年度見直しを行います。

○ 事前マッチングの流れについて

令和8年度募集(令和9年度採用)修学生のマッチング登録までの流れ



※臨床研修マッチングへの参加に当たっては、臨床研修マッチング協議会Webページからの「参加登録」が必要です。(6月上旬～8月上旬)

修学生は、各自で参加登録を切を確認の上、必ず「参加登録」をしてください。

※マッチングシステムへの順位登録期限(10月上旬)までにマッチ先の病院が決まらない場合は、修学生マッチングではなく、各病院が実施する二次募集に自ら応募して臨床研修先の病院を決定することとなります。

—キャリア形成・マッチング Q&A—

Q1 事前マッチングではどのようにマッチする病院が決まるのですか。

A1 修学生の研修希望病院及び臨床研修病院の採用希望順位に基づき、医師臨床研修マッチング協議会のマッチングと同じアルゴリズムで、修学生と臨床研修病院の組合せを決定します。

茨城県医師臨床研修連絡協議会や県の恣意的な調整が入ることはありません。

Q2 医師臨床研修マッチング協議会への参加登録は必要ですか。

A2 マッチング協議会への参加登録を行わない場合、マッチングへの参加はできません。なお、参加登録は、マッチング協議会の Web ページから修学研修生自身が行う必要があります。

ID 及びパスワードの発行手続きを Web ページからマッチング協議会に問合せ、発行された後、必ず登録期限までに登録してください。

Q3 希望する臨床研修病院の採用面接・試験を受ける上で気をつけることはありますか。

A3 各臨床研修病院の募集要項を確認の上、申込みを行ってください。

事前調整を行う関係上、各臨床研修病院は 8 月末までに修学生の採用希望順位を決定しますので、複数の面接・試験日がある場合は事前調整の日程を考慮した面接・試験日を選択してください。

アンマッチを防ぐためにも、県では、5 病院以上受験していただくようお願いしています。試験や実習等の都合で 5 病院以上の受験が難しい場合でも、必ず 3 病院以上は受験してください。

また、当センターが主催する各種セミナー等については、参加を義務としておりますが、海外にいる等の理由により、やむを得ず欠席をする場合は、レポートを提出いただきます。セミナー等への参加状況やレポートの提出状況については、マッチング時に県内の臨床研修病院に情報提供することとしております。

8 修学研修資金の返還猶予等について

○ 修学研修資金返還の猶予

(1) 返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には、その日から 1 月以内に修学研修資金に利子を加えて一括で返還することとなりますが、次の場合には、一定の期間、返還が猶予されます。また、その事由がなくなり、再び医師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます((1)及び(6)を除く)。

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には算入されません。

(2) 返還が猶予される場合

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
(1) 修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き外国の大学の医学を履修する課程に在学しているとき	外国の大学の医学を履修する課程に在学している期間	第 13 条第 1 号 様式第 14 号
(2) 県外で認定専門研修を受けている場合	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 2 号 様式第 10 号
(3) 大学院の医学を履修する課程に在学している場合 ※医療機関への勤務の形態に応じ、猶予を適用するかどうかを判断	大学院に在学する期間	第 13 条第 3 号 様式第 14 号
(4) 県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由がある場合（海外留学等）	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 4 号 様式第 14 号
(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合	知事が必要と認めた期間	第 13 条第 5 号 様式第 14 号

○ 認定専門研修について

- (1) 臨床研修修了後、専門的な知識及び技術を修得するために受ける「認定専門研修」として、県外医療機関を実施場所とする研修を受けることができます。この場合、県外での勤務期間は従事期間に算入しない(猶予扱い)こととします。
- (2) 認定専門研修を受けるためには、研修開始の6月前までに知事に申請を行い、認定を受ける必要があります。
- (3) 認定専門研修が認められない場合
認定専門研修は、「県内の医療の充実に必要な研修」であることが前提であるため、認定専門研修の実施後に県内での従事義務が発生しない時期（従事義務履行の最終年）に認定専門研修を実施することは認められません。

○ 「知事が必要と認めた期間」について

(2) 認定専門研修について（第13条第2号）

認定専門研修に係る猶予期間は、基本領域取得に必要な最低限の期間を上限とします。

なお、義務履行中に転科した場合や複数の専門医資格取得（ダブルボード）の場合でも、猶予期間の上限は1領域分のみとします。

各診療科の基本領域取得に必要な最低限の期間は、以下のとおりです。

【各診療科の基本領域取得に必要な最低限の期間】

最低限の研修期間	基本領域
3年	内科、小児科、精神科、外科、産婦人科、放射線科、病理、臨床検査、救急科、リハビリテーション科、総合診療
4年	整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、麻酔科、形成外科
5年	皮膚科

(4) 特に必要であると認められる事由がある場合（第13条第4号）

海外留学や県外勤務（認定専門研修を除く）を行う場合をはじめとして、特段の事情がある場合は、個別にご相談いただいたうえで、猶予の可否を判断します。

ただし、猶予できる期間は(5)災害、疾病その他やむを得ない事由がある場合について（条例第13条第5号）の(D)非常勤勤務をしている場合、(E)健診医等として勤務している場合と合算で最大4年間です。

(5) 災害、疾病その他やむを得ない事由がある場合について（条例第13条第5号）

(A) 疾病により休業している場合

猶予できる期間は、原則として 3年間 を上限とします。

※医師の診断書等の提出が必要

(B) 育児休業している場合

勤務先で育児休業がみとめられている期間を猶予とします。

(C) 介護、看護をしている場合

猶予できる期間は、原則として 90 日間 を上限とします。

※常時介護を必要とする者の介護であり、他に介護する者がいないことが要件

(D) 非常勤勤務をしている場合

常勤換算した義務履行年数が 1 年に満たない場合、差分を猶予とします。(猶予できる期間は、(4)特に必要であると認められる事由がある場合(第 13 条第 4 号)、(E) 健診医等として勤務している場合と合算で最大 4 年間)

※非常勤勤務に関する基本的な考え方は、本書 19 ページ「非常勤勤務の取扱いについて」をご確認ください。

(E) 健診医等として勤務している場合

当該医師として勤務している期間は、原則として猶予とします。(猶予できる期間は、(4)特に必要であると認められる事由がある場合(第 13 条第 4 号)、(D) 非常勤勤務をしている場合と合算で最大 4 年間)

※健診医等としての勤務に関する基本的な考え方は、本書 20 ページ「健診医等としての勤務の取扱いについて」をご確認ください。

猶予の取扱いについて（まとめ）

根拠条文	事由	猶予期間
第13条第1号	①修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学に在学しているとき	在学中の期間
〃第2号	②県外で認定専門研修を受けているとき	基本領域取得に必要な最低限の期間
〃第3号	③大学院に在学しているとき	大学院に在学する期間
〃第4号	④県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき (海外留学や②に該当しない県外勤務など)	海外または県外で留学・勤務している期間等 (★)
〃第5号	⑤災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき	
	休業している場合	⑥疾病のとき 最大3年間
		⑦育児のとき 育児休業を取得している期間
		⑧介護・看護のとき 最大90日間
	いずれかの医療機関で勤務している場合	⑨非常勤勤務のとき 常勤換算した年数が1年に満たない場合に、差分を猶予とする (★)
		⑩健診医等として勤務しているとき 当該医師として勤務している期間は、原則として猶予とする (★)

※★を合算した期間の上限は4年間とする。

※各種猶予期間のカウントは、令和9年度から開始（令和8年度までの実績は計上しない）

—返還猶予等 Q & A—

Q1 医師になってから海外留学はできますか。

A1 できます。修学研修資金返還猶予申請書(様式第 14 号)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学研修資金の返還を猶予することができます。

Q2 事故や病気でしばらく医師として働けません。修学研修資金を返還しなければならぬのでしょうか。

A2 修学研修資金の返還を猶予できる可能性があります。修学研修資金返還猶予申請書(様式第 14 号)及び働けない理由を証明する書類(診断書等)を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学研修資金の返還を猶予することができます。

9 修学研修資金の返還免除要件等について

○ 修学研修資金返還の免除

返還が免除となる場合

(1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①～③のいずれかに該当する場合は、修学研修資金の返還が免除されます。

① 次にア及びイに該当する場合(条例第14条第1項第1号)

ア 日本の医師免許を取得後、県内の医療機関において臨床研修を受け、引き続き指定従事医療機関等で医師の業務に従事すること。

イ 次の(a)と(b)の期間が、貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したときであって、(a)の期間終了後、(b)の期間で(a)と(b)を合算した期間の1/2以上の期間を医師不足地域における医療機関で従事すること。

(a) 臨床研修の修了に要した期間(当該期間が2年を超える場合にあつては2年)

(b) 指定従事期間医療機関等での従事期間

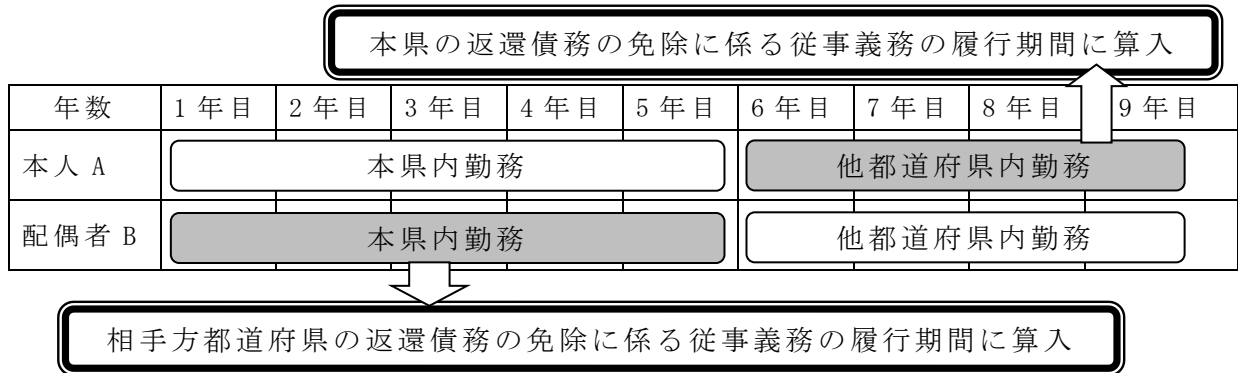
【修学資金6年間と研修資金の貸与を受けた場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
(a) 臨床研修 ※修了に要した期間が2年を超える場合にあつては2年		(b) 知事の指定する医療機関で医師の業務に従事 (うち(a)+(b)の1/2以上の期間は医師不足地域)						

② 他都道府県の修学生との婚姻による特例を受ける場合であつて、次のア～ウのすべてに該当する場合(条例第14条第1項第2号)

ア 修学生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻し、いわゆる結婚協定にもとづく指定従事医療機関及び他県の指定医療機関に勤務する期間の指定を受けていること。
イ 医師の免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後、引き続き、指定期間を指定従事医療機関及び他県の指定医療機関において医師の業務に従事したこと。
ウ (a)(臨床研修の修了に要した期間)+(b)(指定従事医療機関又は他県の指定医療機関において指定期間を医師の業務に従事した期間)の期間が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したときであつて、(a)の期間終了後、(a)+(b)の期間を合算した期間の1/2以上の期間を医師不足地域における医療機関において従事したとき。

(例) 茨城県の修学生 A と他都道府県の修学生 B が結婚する場合



- ③ ①の場合における a と b を合計した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。

< 非常勤勤務の取扱いについて >

① 基本的な取扱いについて

義務履行として認める勤務形態は、週 31 時間以上の常勤勤務を原則とします。

※勤務する医療機関での雇用形態が常勤であったとしても、週 31 時間に満たない場合、義務履行の計算上は「非常勤」として扱います。

非常勤勤務については、非常勤勤務とならざるを得ない相当の理由があり、勤務時間や本人の意思等を確認した上で、最終的に義務を満了できる見込みがある場合に限り、義務履行に換算します。

(例) ケガや疾病により常勤勤務が難しい場合など

② 義務履行への換算方法

非常勤勤務を義務履行に換算するにあたっては、週当たりの勤務時間に応じ、月ごとに下表のとおり計上します。

【週当たりの勤務時間の換算について】

週当たりの勤務時間	義務履行期間
28 時間以上～31 時間未満	0.9 か月
25 時間以上～28 時間未満	0.8 か月
22 時間以上～25 時間未満	0.7 か月
19 時間以上～22 時間未満	0.6 か月
15 時間以上～19 時間未満	0.5 か月
12 時間以上～15 時間未満	0.4 か月
9 時間以上～12 時間未満	0.3 か月
6 時間以上～9 時間未満	0.2 か月
3 時間以上～6 時間未満	0.1 か月

※勤務時間は実労働時間ではなく、労働契約上の勤務時間とします。(労働契約書等により確認します。)

※複数の医療機関で非常勤勤務する場合、義務履行への換算は医療機関ごとに行います。

※月ごとの義務履行への計上は合計で1か月を上限とし、上限を超える場合は、医師不足地域内での勤務実績を優先して計上します。

(例) 医師不足地域内の医療機関で週 9 時間 (0.3 か月分)

+ 医師不足地域外の医療機関で週 25 時間 (0.8 か月分) の場合

→ 医師不足地域内 0.3 か月分

+ 医師不足地域外 0.7 か月分 (合計 1 か月分) を義務履行に計上

※各年度でそれぞれ義務履行に換算した月数が12か月に満たない場合は、その差分は猶予として取り扱います。

(例) 週 15 時間勤務を1年間実施の場合 → 義務履行 6 か月 猶予 6 か月

※

※猶予可能な年数の基本的な考え方は、本書 14 ページ「8 修学資金の返還猶予等について」をご確認ください。

< 健診医等としての勤務の取扱いについて >

健診医、産業医、美容医等としての勤務は、原則として従事義務履行の算定対象外とし、猶予として取り扱います。

※猶予可能な年数の基本的な考え方は、本書 14 ページ「8 修学資金の返還猶予等について」をご確認ください。

(2) 返還債務の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。(条例第 15 条)

① 修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき。

② その他特に必要があると認めるとき。

○ 提出が必要な書類

(1) 返還債務の当然免除

- ・修学研修資金返還当然免除事由発生届(様式第 17 号)
- ・業務従事証明書(様式第 18 号)

(2) 返還債務の裁量免除

- ・修学研修資金返還裁量免除申請書(様式第 21 号)
- ・裁量免除に該当することを証する書類

○ 卒業後に従事する医療機関

外国の医科大学を卒業し、外国医師免許取得後、日本の医師免許を取得して県内の医療機関で勤務していただきます。

—返還免除要件 Q & A—

Q1 修学資金を6年間借りた場合の従事期間は何年ですか。

A1 修学資金の返還免除を受けるために必要となる従事期間は、貸与期間の1.5倍のため9年となります。

貸与期間とは、修学資金と研修資金（貸与期間は1年とみなします）の合算した期間を指し、1.5倍した期間が9年を超える場合は9年、3年未満の場合は3年の従事期間となります。

Q2 医師免許取得後の臨床研修は、希望する病院で行うことができますか。

A2 医師免許取得後2年間の臨床研修は、県内の臨床研修病院で行っていただきます。詳細は「6 キャリア形成」「7 マッチングについて」を参照してください。

Q3 全額免除に必要な期間を県内の医療機関において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。

A3 修学研修資金返還当然免除事由発生届（様式第17号）などの必要書類を提出してください。該当する時期に県から手続きについて連絡します。修学研修資金返還免除事由発生届が提出された場合は、内容を審査し、その結果、免除を承認できる場合は修学資金返還免除認定（承認）通知書（様式第19号）を送付します。

Q4 業務に従事していた期間は何で確認しますか。

A4 従事した医療機関等の長が証する業務従事証明書（様式第18号）で従事期間を確認します。

Q5 病気や事故等で医師として働けなくなった場合は、返還債務の免除に該当しますか。

A5 病気や事故等が業務に起因する場合は返還債務の当然免除に該当します。また、当該免除の事由が業務に起因しない場合でも返還債務の裁量免除に該当する可能性があります。

10 修学研修資金の返還について

○ 修学研修資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還していただきます。

< 返還事由と具体例 >

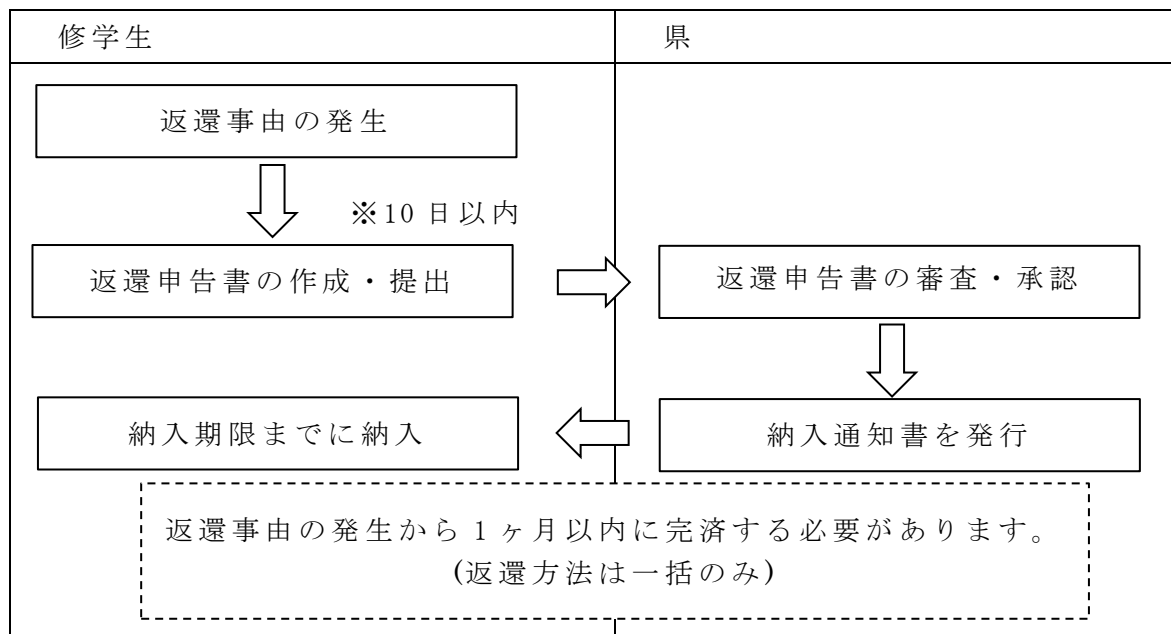
返還事由	具体例
(1) 契約解除 【条例第 12 条第 1 項第 1 号】 【条例第 9 条】	① 退学したとき ② 事故等で心身を故障し、修学継続の見込みがなくなったとき ③ 学業成績が著しく低下したとき ④ 本人が貸与を辞退したとき ⑤ 死亡したとき など
(2) 外国医師免許が取得できなかったとき 【条例第 12 条第 1 項第 2 号】	外国の医学校を卒業した後に外国医師免許を得る場合にあって、医師免許が取得できなかったとき（医師国家試験等の受験が必要な場合は、2 回まで受験可能）
(3) 研修生が、次のいずれかに該当するとき 【条例第 12 条第 2 項第 1 号】 【条例第 12 条第 2 項第 2 号】	① 心身の故障のため臨床実習を継続する見込みがなくなったとき ② 臨床実習における評価が著しく不良になったと認められるとき
(4) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき 【条例第 12 条第 3 項第 1 号】	外国の医学校を卒業した後、死亡したとき（第 14 条第 1 項第 3 号及び第 15 条に該当する場合を除く）
(5) 外国医師免許取得後、直ちに日本の医師国家試験受験のための認定を受けなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 2 号】	外国医師免許を取得し、帰国後、当該年度に厚生労働省から医師法第 11 条第 3 号の認定を受けなかったとき
(6) 外国の医学校を卒業した後、国内医師国家試験を受ける見込みがなくなったと認められるとき 【条例第 12 条第 3 項第 3 号】	日本で医師の業務に従事する意思がなくなったとき
(7) 日本の医師国家試験受験のための認定を受けた後、遅滞なく日本の医師免許を受けなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 4 号】	厚生労働省から医師法第 11 条第 3 号の認定を受けた後、ただちに日本の医師免許を受けなかったとき（医師国家試験は、連続 2 回まで受験可能）
(8) 日本の医師免許取得後、直ちに	日本の医師免許を取得した翌年度から県

県内の医療機関において、臨床研修を開始しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 5 号】	内の医療機関で、臨床研修を開始しなかったとき
(9) 県内の医療機関で臨床研修を修了しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 6 号】	臨床研修を県外の医療機関で修了したとき
(10) 臨床研修後、県内で知事が指定する医療機関で勤務しなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 7、8 号】	・ 県外の医療機関で勤務したとき ・ 県内で知事が指定する医療機関以外で勤務したとき ・ 知事が指定する医療機関で医師の業務に従事しなかった、又は従事しなくなったとき
(11) 臨床研修後、医師不足地域での従事期間が、貸与を受けた期間（研修資金の貸与を受けた場合は 1 年加算）の 3/2 に相当する期間の 1/2 未満 【条例第 12 条第 3 項第 9 号】	臨床研修後、医師不足地域内での医療機関での勤務期間が、貸与期間の 3/2 のうち、1/2 に達しないとき
(12) 結婚協定が履行されなかったとき 【条例第 12 条第 3 項第 10 号】	結婚協定で定められた医療機関で従事しなかったとき
(13) 日本の医師免許取得後、死亡又は心身の故障による業務従事不可 【条例第 12 条第 3 項第 11 号】	死亡、心身の故障により臨床研修又はその後の医師の業務に従事できなくなったとき
(14) 外国の医学校を卒業した後、修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき 【条例第 12 条第 3 項第 12 号】	県の医療機関で勤務する意思がなくなったとき

2 修学研修資金の返還方法

(1) 返還事由が生じた場合には、返還事由が生じた日から起算して、1月以内に貸与した修学資金の全額に利息を加えた額を返還していただきます。

(2) 返還手続きの流れ



(3) 返還金額

修学資金	月額 20 万円	年間 1,440 万円 + 利息約 430 万円 = 約 1,900 万円
研修資金		年間 150 万円 + 利息約 8 万円 = 約 158 万円
		計 2,058 万円

※修学資金6年間分と研修資金の貸与を受けた場合の例です。

※納入期限までに修学資金が返還されない場合には、別途、延滞利息が加算されます。

—修学資金の返還 Q&A—

Q1 在学中に契約を解除されましたが、すぐに修学資金を返還する必要がありますか。

A1 在学中は返還の猶予を受けることができます。その場合は、修学研修資金返還猶予申請書(様式第14号)を県に提出し、県の承認を受けてください。修学研修資金返還猶予の承認を受けた場合は、卒業後返還していただきます。

なお、猶予を受けずに即座に返還することも可能です。

Q2 返還事由が生じた後、いつまでに修学資金を返還する必要がありますか。

A2 返還事由の発生後1ヶ月以内に一括払いにより返還していただきます。



お医者さんの人生も、
おだいに。